

会 計 課 長
首席矯正処遇官（処遇担当）
首席矯正処遇官（指導担当）

死刑確定者に対する差入れの取扱いについて

標記について、死刑確定者の差入事務の適正を期すため、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう願います。

なお、平成19年10月30日付け会計課長・首席矯正処遇官（処遇担当）・首席矯正処遇官（指導担当）指示第1号「死刑確定者に対する差入れの取扱いについて」は、廃止する。

記

- 1 当所在所中の死刑確定者との外部交通を許可されている者からの差入れは、これを許可する。
- 2 当所在所中の死刑確定者との外部交通を許可されていない者からの差入れは、現金及び切手を除き、特段の事情がない限り不許可とする。
- 3 不許可となったものの事務手続

平成20年3月19日付け達示第10号「被収容者等の金品の取扱いに関する実施細則」により、次のとおり通常の引取り処理を行うものとする。

- (1) 差入れを不許可とした場合は原則として、領置係職員は、仮留品書留簿に記載し、差入人に引取りを求めること。
- (2) 差入人には引取り依頼文を発送すること。
- (3) 差入人の所在が不明のときは公告すること。
- (4) 公告は、当所の正門横の掲示板等に当該物品の受付日及びその物品名（「書籍〇冊」等とし、受取人の氏名や書籍名は記載しないこと。）などを記載した文書を14日間掲示して行うこと。
- (5) 引取り依頼文の発送日、あるいは公告期間が満了した翌日から起算して6月を経過する日までに差入人が引取りをしないときは、国庫に帰属（無価値物については廃棄）すること。ただし、保管に不便なもの、腐敗滅失のおそれのあるもの及び危険物については、上記期間にかかわらず速やかに無価値物は廃棄し、有価物は売却の上代金を保管すること（売却した代金は、引取り依頼文の発送日、あるいは公告した日から起算して6月を経過する日までに差入人が引取りをしないときは、国庫に帰属すること。）。

4 指定業者を通じた差入物品は、指定業者に返納する。

5 死刑確定者に対する差入品取扱一覧表

	差入品目	外部交通不許可者	外部交通許可者
窓口 差 入 れ	現金・切手	個別に判断	許 可
	パンフレット	差入不許可 (受け付けない)	許 可 (内容審査)
	衣類・書籍等	差入不許可 (受け付けない)	許 可 (書籍等は内容審査)
郵 送 差 入 れ	現金・切手	個別に判断	許 可
	パンフレット	差入不許可 (引取通知)	許 可 (内容審査)
	そ の 他	差入不許可 (引取通知)	許 可 (書籍等は内容審査)
指 定 業 者	食 料 品 飲 料 品 衣類・書籍等	差入不許可 (指定業者に返納)	許 可